

治療と仕事の両立支援のご案内

こんな悩みありませんか・・・？

- ・がんと診断されたけど仕事を続けたい
- ・病気のことをうまく会社に伝えられない
- ・就労に関する診断書を医師にどう依頼したらよいかわからない
- ・治療と仕事を両立できるか不安
- ・今後の働き方について誰に相談したらいいかわからない

* 両立支援とは *

病気を抱える方が治療を受けながら安心して働き続けられる取り組みを、『治療と仕事の両立支援』といいます。

事業場から適切な就業上の配慮を得られるよう、主治医から症状や治療の状況、就労継続や就業上の配慮に関する意見を提供することができます。

* 手順 *

- ① 両立支援を希望する患者さんは、主治医に対して、**勤務情報提供書***を用いて自らの業務内容等を提供します。*患者さん(労働者)と事業者とで話し合いの上で具体的に記載すること
- ② 主治医の指示を受けたソーシャルワーカーまたは看護師が患者さんから就労状況を伺い、就労上の留意点について相談をします。
- ③ 勤務情報提供書を参考に、主治医は療養上の指導を行うとともに、症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した**意見書**を作成します。
- ④ 患者さんは主治医に作成してもらった意見書を事業者に提出します。
- ⑤ 主治医の意見書を参考に、患者さんと事業者とで両立支援プランを協議します。
- ⑥ 治療計画の変更や、働き方を変更したい場合等、再度、両立支援を受けることができます。

* 費用について *

上記③を実施した場合、「療養・就労両立支援指導料(初回 800 点、2 回目以降 400 点)」が発生します。

<初 回> 3割負担:2,400円 2割負担:1,600円 1割負担:800円
<2~3回目> 3割負担:1,200円 2割負担:800円 1割負担:400円

※上記②を実施した都度、相談支援加算として以下の料金が発生します。

3割負担:150円 2割負担:100円 1割負担:50円

※主治医の意見書代は、上記に含まれます。

■対象疾患:悪性新生物、脳卒中、肝疾患、指定難病、心疾患、糖尿病、若年性認知症

■両立支援を行うための職場環境が整っていない場合、岩手産業保健総合支援センターの支援を受けることができます(無料)。

令和 年 月 日

医療福祉相談室 担当: _____

TEL:019-613-7111